

宿舎借上請書条項

第1条 宿舎及び食事の提供は、仕様書、又は貴官の指示に従い、履行期間に適切に履行する。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 予定数量による契約の場合、その増減の通知は、書面又は口頭により受けるものとする。予定数量の増減による損害賠償は請求しない。ただし、著しい場合は、貴官と協議する。

第4条 宿舎及び食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期す。

第5条 当方及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を申し入れるとともに貴官の指示に従う。

第6条 検査が行われるときは、当方又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第7条 契約代金は、履行完了後、適法な支払請求書を提出してから、30日以内に支払いを受ける。

第8条 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第9条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第10条 天災地変その他やむを得ない理由により履行することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第11条 履行完了前に契約の目的その他契約履行に関して生じた損害は、

当方の負担とする。

第 12 条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が 100 円未満である場合は、この限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第 13 条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第 14 条 この契約においては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第 15 条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。